



国土建労第141号  
平成27年3月25日

全国マスチック事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となってきたほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、関係者が一体となって社会保険等未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、平成27年1月19日には、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添1「法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について」のとおり、法定福利費の確保に向けた関係者の取組を更に強化することを申し合わせたところです。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められていることから、建設業における社会保険等への加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして平成24年7月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が制定されておりましたが、今般、平成29年度の目標達成を見据え、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、上記申し合わせの趣旨等も踏まえつつ、本ガイドラインについて別添2のとおり改訂を行うことといたしました。

つきましては、貴団体傘下の会員企業等に対して、別添申し合わせの内容及び改訂される本ガイドラインの内容について、速やかに周知徹底をお願いするとともに、これらの趣旨を踏まえた社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に行われるよう、適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの改訂内容については、本年4月1日から適用することとしております。

法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の  
確保に向けた関係者の更なる取組の強化について

第4回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去3回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化に向けて、以下のとおり申し合わせます。

- ・ 元請企業は、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請企業が法定福利費を内訳明示した見積書を提出しやすい環境を構築するため、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示します。
- ・ 下請企業は、建設労働者について、雇用者と請負関係にあるものを明確に区分した上で、自ら雇用する建設労働者を適切な保険に確実に加入させるとともに、請負関係にある者に対しても同様の対応を行うよう指導を強化します。また、下請企業は、注文者（元請企業又は直近上位の下請企業）に対して法定福利費を内訳明示した見積書を確実に提出します。そのためにも、自社の経理を明確化します。再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重します。
- ・ 国土交通省は、法定福利費を内訳明示した見積書の作成を促進するための環境整備を行うとともに、法定福利費の確保を含めた社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための関係者への働き掛けを積極的に展開します。

平成27年1月19日  
社会保険未加入対策推進協議会